

全柔連発第 19-0762 号

2019 年 11 月 12 日

都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位

重大事故総合対策委員会

委員長 磯村 元信



小学生の柔道重大事故の根絶に向けて（通知）

平素より、当連盟事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当連盟では、かねてより柔道事故防止のための啓発活動と共に都道府県柔道連盟（協会）の安全指導員の連携・協力をお願いしているところであります。

今年に入り小学生の重大事故が2件発生しています。一方は投げ込み、一方は乱取りで投げられて頭を打ち急性硬膜下血腫を発症して1名は死亡に至っています。いずれも長時間の練習の中で夜間に事故が発生しています。

これまでは中学校、高校の学校における部活動中の事故防止に重点を置いた啓発活動を行ってきましたが、今後は地域の道場やスポーツ少年団に通う幼児を含めた小学生の重大事故防止の啓発活動が急務となっています。

すでに中学校、高校ではスポーツ庁から運動部活動における練習の頻度や時間の上限を定めたガイドラインが示され、中体連、高体連をはじめ各学校がこのガイドラインをもとに部活動の意義や練習のあり方を定めて活動を行っています。一方、幼児や小学生のスポーツ少年団等の地域におけるスポーツ活動には公的ガイドラインがないことから、一部の競技種目や県では、加熱する勝利至上主義の活動に歯止めをかけるためにガイドラインを設けて自主規制する動きが見られます。

柔道の発展のためには、幼児、小学生を含めた底辺の拡大が不可欠です。子どもの重大事故は何としても根絶しなければなりません。こうした現状や背景を踏まえ、重大事故総合対策委員会として下記に示す小学生の活動指針を策定しました。各都道府県柔道連盟におかれましても、この指針を参考に地域の道場やスポーツ少年団等における幼児、小学生の適切な練習環境の見直し及び安全指導の徹底をよろしくお願いします。

小学生の活動指針

1 1週間の活動日数

小学生の心身の発育・発達、健康、障害防止の観点から、適切な活動日数と休止日を設定する。

(例) 1週間の活動日は、大会や練習試合の参加も含め4日以内とし、週3日以上の休止日を確保する。

2 1日の活動時間

小学生の体力、運動能力等を踏まえて無理のない活動時間を設定し、1日の活動時間は2時間を上限の目安とする。なお、夜間の活動の終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう十分に配慮する。

※特にこどもの練習が終了して、引き続き大人の練習に参加させる場合は、上記の活動時間の範囲内でこどもの体力や体調を十分に考慮して指導者の管理責任のもとに活動を行う。

3 その他の配慮事項

- ① 勝利至上主義に陥り、一部のこどもの強化に偏向することなく、参加するこども全員にとって有意義な活動となるようにする。
- ② こどもの発育や発達の特性を踏まえ、柔道以外の多様な運動や奉仕活動等に参加できる機会や時間的なゆとりを確保する。
- ③ こどもに過度の精神的、肉体的な負担がかからぬよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を縮減、精選する。
- ④ 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。